

令和5年10月11日
令和6年4月17日追記

市ヶ谷出版社発行
令和5年度版
「給水装置工事 要点テキスト」

本書にて下記のとおり記載内容の誤りがありました。ここに訂正致します。

「建設業法」の「建設業法の許可」の下請代金の総額が改正されていますので、下記のとおり訂正いたします。

大変ご迷惑をおかけしまして、申し訳ありません。

市ヶ谷出版社・著者一同

| 頁 | 誤 | 正 |
|-----|--|---|
| 62 | 〔確認テスト解答・解説〕 (7) × : 色濁り・消毒の残留効果は、いずれも水道法で定める“水質基準項目”の51項目に記載がない。 | (7) × : 水質基準項目には、色及び濁りはあるが、消毒の残留効果はない。したがって、「水質基準項目のうち、色及び濁りについては、1日1回以上検査を行わなければならない。」 |
| 75 | 上から1行目 (3) 割T字管穿孔 | (2) 割T字管穿孔 |
| 102 | 〔確認テスト解答・解説〕 (17) × : 歩道部は0.1m以下。 | 歩道部における水道管の埋設深さは、管路の頂部と路面との距離は0.5m以下としない。 |
| | 〔確認テスト解答・解説〕 (30) × : ライニング鋼管は曲げ加工ができない。 | 水道直結式スプリンクラー設備の配管は、停滞水及び停滞空気の発生しない構造であること。 |
| 179 | 表6・2 建設業の許可 | 別表あり。 |
| 183 | 建設業法第二十六条 2 …政令で定める金額(4,000万円, 建築工事の場合は, 6,000万円) 以上になる場合… | 2 …政令で定める金額(4,500万円, 建築工事の場合は, 7,000万円) 以上になる場合… |
| 184 | 本文上から5行目 請負代金の額が4,000万円以上(建築工事業は6,000万円以上) になる場合は, …… | 請負代金の額が4,500万円以上(建築工事業は7,000万円以上) になる場合は, …… |

表6・2 建設業の許可

| 許可する行政庁 | 許可業者 | | | | 許可を受ける必要のない業者(無許可業者) (法第三条第1項) |
|---|--|--------------|--|--------------|---|
| 本社・営業所の所在地状況による区分 (法第三条第1項) | 国土交通大臣の許可。 二つ以上の都道府県に営業所を設けて営業する場合 (特定建設業) | | 都道府県知事の許可。 一つの都道府県に営業所を設けて営業する場合 (一般建設業) | | 軽微な工場のみ請け負う建設業者 例：管工事業 500万円未満 建築工事業 1,500万円未満 延べ面積が150m ² に満たない木造住宅工事 |
| | <u>特定建設業</u> | <u>一般建設業</u> | <u>特定建設業</u> | <u>一般建設業</u> | |
| 下請負業者に発注する下請負代金額による区分 | 発注者から直接請け負う1件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額が、 <u>4,500万円</u> 以上となる下請契約を締結して施工をしようとする者。ただし、建築工事は <u>7,000万円</u> 以上。 | 特定建設業以外の者 | 発注者から直接請け負う1件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額が、 <u>4,500万円</u> 以上となる下請契約を締結して施工をしようとする者。ただし、建築工事は <u>7,000万円</u> 以上。 | 特定建設業以外の者 | — |
| 許可の有効期限 | 5年ごとに更新(法第三条第3項) | | | | — |
| 建設工事の区分 (法第三条第1項第四号) | 建設工事の種類ごとに許可を受ける。(例：建築工事のみの許可を受けている業者は、管工事を独立して請け負うことができない。) | | | | — |
| 附帯工事(法第四条) | 請け負っている建設工事に附帯する建設工事も請け負うことができる。 | | | | — |
| 営業活動の区域 | 全国どこでも営業(受注活動)することができる。 | | | | |
| (注) この法でいう営業所は、常時建設工事の請負契約を締結できる事務所をいう。 | | | | | |